

私がリーガル東京の小林幸与弁護士に相続問題を依頼させ
て頂いたのは、父が亡くなり私を含め弟3人ホームに入居中の
90代の母、海外移住47年の長男、若い頃から仕事せず引
き籠の孤獨の元生活をして、お次男の4人で遺産分割しなくて
はならなくなつたからです。

遺産としては不動産が主でした。東京と埼玉に不動産を持ち、
東京の敷地には父の自宅(次男も同居)、貸し駐車場、私の
自宅があります。埼玉の土地にはアパートを建て賃貸しています。
父は生前、長男には東京の自宅と駐車場、次男には埼玉
のアパート、私には東京の敷地内に建てた私の自宅を譲り
受け取っていました。

私は根本的に父の意向に沿って遺産分割されたものだと思っていま
す。しかし、次男は東京の貸し駐車場と埼玉のアパート賃貸収入、
親の貯金等で生活しています。遺産分割をしたく困るところ
難いですが、者は性が違うので親の土地に他人の姓を入れる親には
はいけないとの一点張りで長男の法的相続分との提案にも耳を
貸さず、裁判で解決してもらうしかなくなりました。

調停でも折り合はれず審判にまでもつれてしましましたが、小林
弁護士が相続対策・不動産関連・税務関係と全てにたりていろ
いろな実績のある理屈の先生だったのでおかげで私の希望通りの結果と
なりました。

また、遺産分割に関する相続税・不動産分担・所有権移転・登記
も全て完済して丁寧に対応して顶きました。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

先生のご健勝と今後の益々のご活躍をお祈りしております。